

お試しの電子タバコを注文しすぐ解約を申し出たがキャンセル不可！

事例

動画サイトを見ていて「電子タバコお試し 2,980円」の広告が気になり「これを使えば禁煙できる」と思い、軽い気持ちで申込んだ。少し考え、必要ないと思い、解約チャットに入力した。翌日、妻から事業者に電話で確認したところ解約になっていなかった。申し込み後すぐに解約したのに取り消しできない。どうしたらよいか。

(50代 男性)



アドバイス

- インターネット通販には、クーリングオフはありません。広告に契約内容、支払総額、解約・返品について書くこととされています。書いてある内容については、事業者のルールに従わなければなりません。
- 「お試し」「初回〇〇円」などの価格だけでなく、定期購入が条件になっていないか、継続期間や支払うことになる総額など契約内容をよく確認しましょう。
- 回数の縛りがない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前に連絡が必要」のように申請期間の制限、通常価格を支払う必要があるなど条件が定められているケースがあります。解約・返品の可能性をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

